

あなたの家は大丈夫!?



ワン ツー スリー で支援します!

新制度の導入により、わずかな費用で耐震診断が実施可能に!

木造住宅の耐震化 緊急支援 実施中!

地震のあとに発生する津波や火災からどうやって逃げますか?あなたとあなたの家族を守るのは、あなた自身です。いつかは必ずやってくる南海トラフ地震。その強い揺れにより住宅が倒壊し、あなたやあなたの家族がその下敷きになってしまったら!?地震で倒壊した建物がガレキとなって道路をふさぎ、救急車や消防車が通れなくなってしまったら!?

【受付期間】平成28年4月1日～平成29年1月31日

※受付は先着順です。予算がなくなり次第締切ります。

1 まずは 建物の耐震診断

New 【派遣方式】 専門家による派遣が 無料 (評価料別途)

【補助方式】 最大4万円 (補助率2/3)



2 つぎに 建物の耐震設計

最大20万円 (補助率2/3)



3 さいごに 建物の耐震改修

【工事監理】 最大4万円 (補助率2/3)

【工事】 最大90万円



※詳しくは、うら面をご覧ください。お問い合わせください。

宇和島市役所 建設部 建築住宅課 (本庁舎6階) 49-7028

対象者

- (1) 市内の住宅の所有者。(親又は子の住宅を含む)
- (2) 納期の到来した市税を完納している方。

対象住宅

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての住宅。
※住宅以外の用途を兼ねる住宅については、その床面積が過半でないものに限りません。
※枠組み壁工法、丸太組工法及び大臣認定を受けた工法は対象外。
- (2) 地上階数が2以下で延べ面積が500㎡以下のもの。

【耐震診断を受ける方】 ※『派遣方式』か『補助方式』のどちらかを選択できます。

対象となる事業

「愛媛県木造住宅耐震診断事務所」の登録を受けた建築士事務所が、「愛媛県木造住宅耐震診断マニュアル」に基づき実施する「耐震診断」

『派遣方式』(耐震診断を希望する住宅に、耐震診断技術者を派遣するものです。)

派遣対象棟数 先着 20 戸限定

『補助方式』(耐震診断を希望する住宅の所有者に、補助するものです。)

補助金の額 補助対象経費の 2/3 以内の額とし、限度額 4 万円

補助対象棟数 先着 10 戸限定

【耐震改修工事を行う方】

対象となる事業

耐震診断の結果、上部構造評点が基準以下となっている木造住宅について行う「耐震改修設計」、「耐震改修工事監理」及び「愛媛県木造住宅耐震改修事業者」の登録を受けた建築業者が行う「耐震改修工事」

補助金の額

◇耐震改修設計

補助対象経費(評価費用含む)の 2/3 以内の額とし、限度額 20 万円

◇耐震改修工事監理

補助対象経費の 2/3 以内の額とし、限度額 4 万円

◇耐震改修工事

補助対象経費 以内の額とし、限度額 90 万円

補助対象棟数 先着 7 戸限定

税の軽減制度

耐震改修を行った場合、申請すれば固定資産税と所得税が減額されます。

申込み方法

担当者に事前相談をした後、申請書類等を市役所建築住宅課へ提出してください。
なお、申請書類等はホームページからも入手できます。

※補助金の申請をしていただき、交付決定の通知が届いた後、着手していただくことになります。